

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年1月23日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第7-5号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の定年等に関する規則（規則第7-4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（特定管理監督職群を構成する管理監督職）</p> <p>第10条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、<u>次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。</u></p> <p>(1) <u>県立特別支援学校及び市町村立学校の特定管理監督職群 県立特別支援学校及び市町村立学校の校長</u></p> <p>(2) <u>県立高等学校及び県立中等教育学校の特定管理監督職群 県立高等学校及び県立中等教育学校の校長並びに人事委員会が別に定める職</u></p>	<p>（特定管理監督職群を構成する管理監督職）</p> <p>第10条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、<u>県立特別支援学校及び市町村立学校の校長の職とする。</u></p>